

全建事発第 110 号
平成 26 年 1 月 20 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会は 1 月 17 日付で「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」を発出しました。本年 4 月の消費税率引き上げを前に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号、以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成 25 年 10 月 1 日より施行されておりますが、公正取引委員会及び経済産業省において、消費税転嫁対策特別措置法に基づく消費税の転嫁拒否等の行為の有無等に関する調査を行ったところ、建設業、製造業及び卸売業・小売業において消費税の転嫁拒否等の行為が現在行われている、又は今後行われる可能性があるとの声が多く寄せられたことから、別紙に掲げる遵守事項について十分理解するとともに、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、適切な措置を講ずるべきことを周知徹底するよう要請がありました。

つきましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について、貴会会員企業に対するご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【担当】 事業部 平澤 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--